

「路上喫煙禁止地区」の新たな指定（中央区戎橋筋・心斎橋筋地域）について（案）に対するパブリック・コメント手続の実施結果について

## 1 意見募集の概要

### （1）意見募集期間

平成 30 年 2 月 5 日 ～ 平成 30 年 3 月 5 日

### （2）案の公表方法

- ・環境局事業部事業管理課
- ・各環境事業センター
- ・市民情報プラザ
- ・大阪市サービスカウンター（梅田、難波、天王寺）
- ・各区役所および出張所
- ・大阪市・八尾市・松原市環境施設組合各焼却工場
- ・大阪市ホームページ

### （3）意見募集方法

送付、ファックス、電子メール、電子申請・オンラインアンケート、持参

## 2 意見募集結果

（1）意見提出総数 57 件（延べ 92 件のご意見）

（2）結果発表日 平成 30 年 4 月 23 日から

（3）結果発表方法 上記「案の公表方法」と同じ

### （4）内訳

#### ▶提出方法別

送付	ファックス	電子メール	その他 (電子申請)
24 通	5 通	8 通	20 通

#### ▶住所別

大阪市内	大阪市外	不明
20 名	31 名	6 名

#### ▶年齢別

20 歳未満	20 歳代	30 歳代	40 歳代	50 歳代	60 歳代	70 歳以上	不明
0 名	2 名	7 名	5 名	9 名	19 名	8 名	7 名

## 3 意見と本市の考え方

別紙のとおり

なお、いただいたご意見につきましては、趣旨を踏まえて要約しております。

(1)「禁止地区」のマナー向上について (6件)	
ご意見の要旨	本市の考え方
<p>以前より喫煙者のマナーが向上し、たばこのポイ捨ては見かけなくなっている。</p>	<p>近年、大阪には多くの外国人観光客が訪れています。このような状況のもと、国際観光都市大阪として、そのイメージアップを図るうえで路上喫煙対策は非常に重要な施策であると考えています。</p> <p>他人に迷惑や被害を与えるおそれのある路上喫煙の問題は、喫煙者個々人にマナーの向上を訴えるだけでは、事態の改善は難しいと考えています。</p> <p>路上喫煙禁止地区での実効性のある規制が、やがて大阪市全体における喫煙マナー向上につながると考えています。</p>
<p>国際観光都市大阪のイメージアップについては賛成。条例の意義は大阪の町をきれいな街にし、ポイ捨てをなくしマナー向上をすすめてほしい。</p>	
<p>路上喫煙は市内の公共の場所では基本的には禁止ではないか。そうであれば、地区指定の表現の仕方は過料を徴収する区域を設定したことがはっきりわかるようにしないと、条例の趣旨が霞んでしまう。</p>	
<p>今は喫煙者もマナーを守っている。外国においては屋外での喫煙はゆるやかであり、海外からの観光客でも一方的に喫煙者を締め出すような施策はかえって混乱を招くと考える。</p>	
<p>行政が禁止地区を作ることは行き過ぎであり、ひとりひとりがマナーを守るまちづくりが現実的である。</p>	
<p>たばこは合法商品で、嗜好品である限り、喫煙者の権利も認めたくえで喫煙するかどうかは本人の判断にゆだねるべき性質のものである。</p>	

(2)「禁止地区」のエリアについて (10件)	
ご意見の要旨	本市の考え方
<p>繁華街や人通りの多い場所は全面禁止すべきである。</p> <p>拡大を希望する。</p> <p>時代を反映した素晴らしい取り組み。対象地域を広げるべき。</p> <p>市内全域への拡大、特に繁華街・アーケード商店街を優先に禁止地区に指定してほしい。</p> <p>中央区戎橋筋・心齋橋筋よりも公園や学校周辺、駅前など市民の身近なところの禁止地区指定の方が優先されるべきと考える。</p> <p>賛成だが、今後は対象地域をさらに拡大してほしい。</p> <p>指定が遅すぎる。市内全域を指定するか、難しければたばこ市民マナー向上エリア全部及び公園を指定してほしい。</p> <p>賛成だが、このエリアを一步でれば喫煙できてしまうことから、面で考える必要があるのでは。</p> <p>指定範囲に「PR抑止効果」・「明確性」ともに疑問がある。気になる場所は戎橋くらいであり、商店街では喫煙者はあまりいないのでは。効果を考えれば御堂筋から堺筋まで面で指定したほうが明確であり、人口が多いため市内全域を完全禁煙にすることが極めて明確である。</p> <p>市内全域の路上を禁止地区に指定するべき。</p>	<p>条例では、路上喫煙による被害が特に発生するおそれがあると認める区域を禁止地区として指定することができますと定めています。</p> <p>平成25年6月11日の「大阪市路上喫煙対策委員会」の答申では、<u>新たな禁止地区の指定にあたっては、「駅周辺や通行者数が比較的多い地域、PR・抑止効果などとともに、区の見解を踏まえ総合的に判断されたい。」といった提言も受けております。</u></p> <p>これらの事情を踏まえた上で、「路上喫煙禁止地区」の新たな指定にあたっては、区(長)が「区政会議」等において区民等の意見を聴いて、当該区の「総意」として希望区域を選定することを受けて、「大阪市路上喫煙対策委員会」で審議・決定することとしております。</p> <p>従いまして、中央区戎橋筋・心齋橋筋以外の地域における禁止地区の指定につきましても、今後、区の意向等を踏まえて検討してまいりたいと考えております。</p> <p>なお、市内全域を「禁止地区」に指定することにつきましては、「禁止」の実効性の確保や、費用対効果からも難しいと考えています。</p>

(3) 喫煙所の設置について (36件)	
ご意見の要旨	本市の考え方
ルールやマナーを守ることを徹底するために、喫煙所を設けるべきである。(2件)	<p>平成25年6月11日の「大阪市路上喫煙対策委員会」の答申では、<u>新たな禁止地区の指定にあたっては、「駅周辺や通行者数が比較的多い地域、PR・抑止効果などとともに、区の見解を踏まえ総合的に判断されたい。」と提言されております。</u></p> <p>また、「新たな禁止地区の指定にあたっては、禁止地区における路上喫煙を規制するだけでなく、『マナーを守った喫煙』のための場所の確保(提供)も必要と考えられる。そのため、できる限り、禁止地区内又は禁止地区に近い場所に、喫煙により他人に迷惑や危険を及ぼすおそれがなく、PR効果を持つ「喫煙所(喫煙設備)」を設けられたい。」と提言されました。</p> <p>このように、新たな「路上喫煙禁止地区」の指定についての趣旨は、喫煙そのものを否定するものではなく、他人に迷惑や被害を与えるおそれのある喫煙を規制し、一定のルールを守って喫煙することを促そうとするものであることから、<u>喫煙所の設置等に関しましても、そのような観点や、「大阪市路上喫煙対策委員会」における今後の議論を十分に踏まえた上で、個別具体的に検討を進める必要があると考えています。</u></p>
喫煙所の数を増やして喫煙者も気持ちよく吸えるようにしてほしい。	
たばこを吸う人にも権利があり、吸う場所がなさすぎるのが問題だ。商店街は狭いのでたばこ販売店で吸ってもらうことを考えなければならない。	
喫煙を禁止するだけでは、禁止エリア周辺へのポイ捨てが増えるので、この地区か御堂筋に喫煙所を設置してほしい。そうすれば多少不便だがそこで喫煙する。	
吸わない人に迷惑がかからない場所を選定してほしい。	
心齋橋筋ではどこにもたばこを吸える場所がなく、大変である。心齋橋駅か道頓堀の近辺に喫煙所を作してほしい。	
喫煙所を今回指定する場所に加えて、心齋橋や本町にも作ってください。	
喫煙所が少なすぎるために禁止地区内で歩きたばこを見かける。喫煙所を適切に設置すれば、歩きたばこやポイ捨ては減り美化につながる。	
茨木市では禁止地区指定当初は喫煙所がなく、特に早朝や夜間のポイ捨てが多かったが、市民からの要望により喫煙所を設置したところ、ポイ捨てが減ったので参考にしてほしい。	
喫煙所の場所が分からない。海外の方はなおさらだ。梅田周辺も含め、喫煙所を設置すべきだ。	
指定エリアを拡大するのであれば、喫煙所を増やしてほしい。	
長堀通か心齋橋周辺に喫煙所を設置してほしい。	
禁止地区のエリアも設けるうえで、喫煙所の設置をすることが公平な行政の姿勢である。	
各自自治体が屋外に喫煙所を作る際、国から補助金が出るとの記事があったので、その制度を使って喫煙所を作るべき。	
禁止地区の周辺に喫煙所ができるなら賛成だが、出来ないなら反対。	
規制をするのであれば、喫煙する場所の確保をしてほしい。	

(3) 喫煙所の設置について (36件)	
ご意見の要旨	本市の考え方
禁止地区出入口に必ず喫煙所の設置をお願いする。	<p>平成25年6月11日の「大阪市路上喫煙対策委員会」の答申では、新たな禁止地区の指定にあたっては、「駅周辺や通行者数が比較的多い地域、PR・抑止効果などとともに、区の意見を踏まえ総合的に判断されたい。」と提言されています。</p> <p>さらに留意点等として、「新たな禁止地区の指定にあたっては、禁止地区における路上喫煙を規制するだけでなく、『マナーを守った喫煙』のための場所の確保(提供)も必要と考えられる。そのため、できる限り、禁止地区内又は禁止地区に近い場所に、喫煙により他人に迷惑や危険を及ぼすおそれがなく、PR効果を持つ「喫煙所(喫煙設備)」を設けられたい。」と提言されました。</p> <p>このように、新たな「路上喫煙禁止地区」の指定についての趣旨は、喫煙そのものを否定するものではなく、他人に迷惑や被害を与えるおそれのある喫煙を規制し、一定のルールを守って喫煙することを促そうとするものであることから、喫煙所の設置等に関しましても、そのような観点や、「大阪市路上喫煙対策委員会」における今後の議論を十分に踏まえた上で、個別具体的に検討を進める必要があると考えています。</p>
禁止地区を設ける場合、喫煙所を一定間隔で設置すべき。地区が長い場合は、配置する間隔にも配慮をお願いしたい。(2件)	
罰金を取るのであれば、要所要所に喫煙所を作るべきである。(2件)	
200メートル間隔くらいでオフィスビル等に協力をお願いして(少し金を払って)喫煙所を設置してもらうようにすればよいのではないかと。	
禁止地区の距離が長い場合、途中何箇所か喫煙場所を設置する必要があるのではないかと。喫煙所がないとポイ捨てが増え、イメージダウンになるのではないかと。	
闇雲に禁止地区を指定しても、厳しく摘発しないと違反者を助長し、かえって非喫煙者のストレスを増加させるので、一定区間に喫煙所を設けてみてはどうか。	
安全面からやむを得ず禁止地区にするなら、一定の距離に喫煙スペースを確保し、喫煙者・非喫煙者の双方に配慮することが大切である。	
喫煙禁止地区の指定だけしていることは間違いではないかと。喫煙所を作ることで喫煙可エリア・喫煙禁止エリアと分けてわかりやすくすれば秩序ある清潔な街づくりができ、国際観光都市大阪のイメージアップに繋がるのではないかと。排除の論理だけでは問題解決にはならない。	
JR京橋駅の喫煙所のように喫煙所を設置すれば、ポイ捨てがなくなり喫煙者・非喫煙者の共存ができるのではないかと。	
何か所か喫煙場所を設置してほしい。ただ禁止するだけでは、表から見えない場所で吸ったり、吸い殻のポイ捨てが増えてしまうかもしれない。	
この地区を路上喫煙禁止にするのであれば隣接したところに喫煙所を設け、標識などで周知した上で規制を行わないと実効性がないと思う。	<p>国際観光都市として、外国人や旅行者にもわかりやすい表示につきましては、禁止地区の案内板の増設や喫煙所への誘導サインの設置、また、現在行っている旅行ガイドブックへの掲載や、インターネットを利用した情報発信の取り組みをより一層強化し、効果的でわかりやすい表示方法を検討してまいります。</p>
禁止地区を作るなら、喫煙場所を確保し、わかりやすく明示してほしい。	
国際観光都市としてイメージアップを図るのであれば、喫煙所の設置および案内ポスターを掲出を行い、喫煙所の場所を周知すべき。(3件)	
なんばの喫煙所は委員会答申の「 <u>駅周辺・人通りが比較的多い地域</u> 」に該当するため撤去してほしい。	<p>喫煙所の設置に関しましては、大阪市路上喫煙対策委員会からの「新たな禁止地区の指定にあたっては、禁止地区における路上喫煙を規制するだけでなく、『マナーを守った喫煙』のための場所の確保(提供)も必要と考えられる。そのため、できる限り、禁止地区内又は禁止地区に近い場所に、喫煙により他人に迷惑や危険を及ぼすおそれがなく、PR効果を持つ「喫煙所(喫煙設備)」を設けられたい。」との提言などを踏まえた上で、個別具体的にその適否等について判断することとしております。</p>
喫煙所を設けないよう求める。設置すると広範囲に副流煙が拡散するためたばこ煙や蒸気を社会的障壁とする障碍者がその範囲を通行するのを制限する差別に当たる。設置するのであれば、煙や蒸気を拡散させないように密閉する設備の建設及び、煙や蒸気が漏れだしていないことの証明を開示してほしい。	

(4) 普及啓発について (6件)	
ご意見の要旨	本市の考え方
周知を大々的に行い、浸透を図るべき。	<p>路上喫煙の問題は、喫煙者のマナーやモラル意識の向上を促すことと同時に、他人に迷惑や被害を与えるおそれのある喫煙はしないように、喫煙者自ら努めていただく必要があることから、路上喫煙禁止地区の取り組みや、たばこ市民マナー向上エリア制度の取り組みを広くお知らせすることが非常に重要であると考えています。そのため、近年増加する旅行者向けとして、全国販売の旅行ガイドブックへ路上喫煙禁止地区の記事掲載や無料の観光パンフレットなどにも記事を掲載し、市内主要ホテル、観光案内所で配布を行っています。</p> <p>また、訪日中国人向けの雑誌に記事を掲載し、関西空港や主要ホテル等にて無料配布を行っています。</p> <p>さらに、インターネットにより禁止地区の記事を海外向けに発信することも行っており、今後も様々な媒体を利用し普及啓発を行ってまいります。</p>
外国では路上喫煙が当たり前の国が多いので、外国人観光客向けに外国語での表記は必須である。(3件)	
路上喫煙禁止エリアマップを作り、どこに喫煙コーナーがあるかをはっきり示すべき。	
ポイ捨て、歩きたばこによる安全性を担保するためには、マナーに対する啓蒙活動を強化すべき。	

(5) 外国人への対応について (6件)	
ご意見の要旨	本市の考え方
外国人にも罰則を適用してほしい。	<p>近年、大阪市には外国人も含めて観光客が急増しており、路上喫煙禁止地区(「御堂筋及び大阪市役所・中央公会堂周辺」及び「都島区京橋地域」)においては、外国人の観光客と思われる違反者からも過料徴収(過料1,000円)を行なっております。</p> <p>そのため禁止地区内の標示物には英語、中国語(簡体字、繁体字)韓国語の表記を行なうとともに、啓発ポスターに英語表記を盛り込んだり、インターネットにより禁止地区の記事を海外向けに発信するなど、大阪に来られる外国人観光客の方へ喫煙ルールに関する情報提供を行っております。</p> <p>引き続き、外国人観光客等への周知を含め、路上喫煙の防止に向けた啓発活動を積極的に展開してまいります。</p>
急増する外国人観光客でのイメージアップが目的にあるとのことだが、多くの外国では室内の禁煙に対する規制が厳しく、屋外では緩やかであると聞く。そんな中、外国人観光客へきちんと周知できるのか、日本人ばかり捕まるのではないのか。	
今は喫煙者もマナーを守っている。外国においては屋外での喫煙はゆるやかであり、海外からの観光客でも一方的に喫煙者を締め出すような施策はかえって混乱を招くと考える。	
外国人の喫煙に対して徹底できるのか。	
欧米諸国では屋外は喫煙フリーであるということをよく聞くが、「外国人観光客が多く訪れているため、路上喫煙対策が必要」ということは理解できない。	
外国人観光客が多い場合、屋外喫煙は認められている国も多いのでトラブルになるのではないのか。	

(6) 加熱式たばこについて (9件)	
ご意見の要旨	本市の考え方
加熱式たばこは、火や煙がでない(水蒸気)ので禁止しないしてほしい。(3件)	<p>いわゆる「加熱式たばこ」につきましては、大阪市では、現在のところ条例の規制対象とはしておりませんが、今後、国や他都市の状況も踏まえた上で、有識者や各種団体の代表者で構成する「大阪市路上喫煙対策委員会」からの意見をいただきながら検討していくこととしております。</p>
受動喫煙の影響が不明な新型たばこのそれぞれの扱いをはっきりさせてほしい。	
全ての電子たばこは規制の対象外なのか。	
加熱式たばこも条例に含めてほしい、有害物質が含まれている。	
「公共の場所で他人に迷惑や危険を及ぼす恐れのある喫煙をしないこと」が目的であれば、加熱式たばこはやけどの恐れもなく、煙や臭いもないため認めてもよいのでは。	
紙巻たばこを減らすことが先決なため、加熱式は規制しない方がいい。	
加熱式たばこの扱いは紙巻と同等か、否か。	

(7) 受動喫煙について (6件)	
ご意見の要旨	本市の考え方
非喫煙者への配慮はすべきだが、受動喫煙の健康への影響がはっきりしない中で、受動喫煙防止を理由にした規制には反対である。	<p>本市では、平成19年4月に「大阪市路上喫煙の防止に関する条例」を施行し、道路、広場、公園その他の公共の場所で、他人に迷惑や危険を及ぼすおそれのある喫煙はしないよう、自主的な努力を促しております。</p> <p>道路や公園など不特定多数の人々が通行し、集まる公共の場所での喫煙は、すれ違いざまに身体や衣服などにたばこの火が当たることが避けられない場合や、喫煙者が気づかないまま、副流煙を吸わせる場合があります。</p> <p>他人に迷惑や危険を及ぼすおそれのある喫煙をしないよう、マナーを守った喫煙にご理解と、ご協力を求めています。</p>
条例の目的は吸い殻のポイ捨てやたばこの火の危険の防止であると認識している。たばこを吸わない人に配慮することは当然だが、受動喫煙防止の観点から禁止地区を指定することはいかがなものか。	
たばこよりも窒素酸化物が有害であり、たばこの禁煙政策は無意味である。	
受動喫煙は室内の話であり、屋外では受動喫煙にあたらぬ。正しい知識を市民に広げてほしい。	
飲食店は入口に禁煙か喫煙可能かのステッカー等で明示することを義務、あるいは推奨してほしい。	
市長が大阪市独自の受動喫煙防止条例に言及しているが、外国では屋外は自由に吸える環境であるので、バランスを考えてほしい。	

(8) たばこ税の活用について (3件)	
ご意見の要旨	本市の考え方
たばこ価格の60%が税金で占められており、 <u>喫煙する権利を認めてほしい。</u>	<p>市たばこ税は、いわゆる目的税(使いみちが決められた、特定の経費にあてられる税金)ではなく、普通税(使いみちを特定しないで、一般経費にあてられる税金)であり、広く様々な事業に使われる一般的な財源です。</p> <p>また、「大阪市路上喫煙の防止に関する条例」の趣旨は、道路や公園など公共の場所での他人に迷惑や被害を与えるおそれのある喫煙を規制し、一定のルールを守って喫煙することを促そうとするものですので、基本的に、<u>喫煙の自由や嗜好(しこう)を否定したり、喫煙を一律に禁止したりするものではありません。</u></p>
たばこ税はたくさん市に入っているのです、その財源を喫煙所に活用してほしい。	
たばこ税の収入に対し恩恵を受けていることも考慮に入れなければならないのではないかと。	

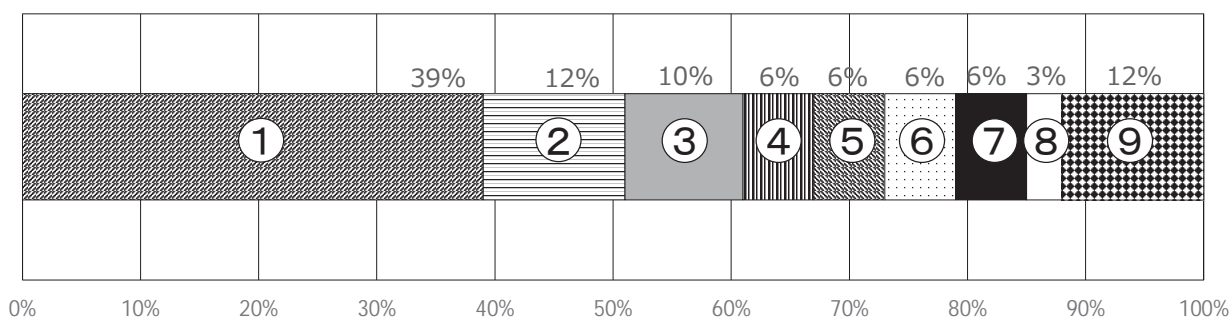


(9) その他 (10件)	
ご意見の要旨	本市の考え方
市内のごみ箱がなくなっており、加熱式たばこも捨てられなくなれば、これでさえ吸えなくなる。	大阪市では、清潔で美しいまちづくりを推進するため、平成7年に「ポイ捨て防止条例(空き缶等の投げ捨て等の防止に関する条例)」を施行し、市民のポイ捨てを禁止し、市民、事業者、行政が一体となってまちの美化を進めるためのそれぞれの責務を定め、皆様の美化意識の高揚に努めています。
屋内禁煙が進む中で、さらに屋外まで厳しく禁煙にしようとその周辺にポイ捨てが集中するのは明らかである。	街頭ごみ容器については、当初、公道上の散乱ごみの防止を目的に設置してきましたが、家庭から排出された生ごみや犬猫の糞など不適物の混入が多く見られる状況があり、ごみの適正排出を促進するため、順次整理を図っています。
今回の指定区域ではポイ捨て禁止程度に止めるべきと考える。通路にペイントで標示をすると効果的ではないか。	現在は、ごみの散乱を防止するために必要と認められる場所にごみ容器を設置しています。
万博誘致には賛成だが、禁止地区の指定がアピール・推進力となるとの考えはこじつけである。誘致が不成功となれば禁止地区の指定は取り消すのか。この記載は削除すべきだ。	近年、大阪には多くの外国人観光客が訪れています。このような状況のもと、国際観光都市大阪として、そのイメージアップを図るうえで路上喫煙対策は非常に重要な施策であると考えています。
マナーがよくなっている。万博誘致やインバウンドにより日本のマナーの良さをアピールする絶好の機会であり、先進的な姿を世界に見せるには、ポイ捨てしないよう非喫煙者に配慮した喫煙所を多く作る必要がある。	引き続き、外国人観光客等への周知も含め、路上喫煙対策を積極的に展開することにより、大阪市全体の美化やイメージ向上に努めてまいります。
屋内での喫煙規制が拡大する中、屋外での喫煙禁止には反対である。喫煙者には禁煙以外の選択肢がなくするため。喫煙者・非喫煙者が共存できる環境づくりをしてほしい。	「大阪市路上喫煙の防止に関する条例」は道路や公園など公共の場所での他人に迷惑や被害を与えるおそれのある喫煙を規制し、一定のルールを守って喫煙することを促そうとするものですので、基本的に、喫煙の自由や嗜好(しこう)を否定したり、一律に禁止するものではありません。
コンビニなどの店外に設置されている灰皿を禁止してほしい。	コンビニなど道路や敷地の管理者が設置した喫煙設備のある場所での喫煙は規制の対象外となっています。店外灰皿につきましては、私有地であることから、灰皿設置者に対し本市の取組を説明し、路上喫煙防止のポスター掲示など、ルールを守った喫煙の啓発にご協力をいただくよう引き続き働きかけてまいります。
案の中の文章を「エリア内の安心。安全・差別のない、きれいなまちづくり」に変更してほしい。差別とはたばこのけむりや蒸気による呼吸系障害や喘息などの疾患などをもつ障がい者への差別のことをいう。障がい者差別の解消に向けた取組みとして路上喫煙禁止を推進してほしい。	「大阪市路上喫煙の防止に関する条例」は市民等の安心、安全及び快適な生活環境を確保することを目的としており、今後とも、その目的にそって、路上喫煙対策を推進してまいります。
路上喫煙禁止地区だけでなく取締り、 <u>過料ではなく罰金</u> にしてほしい。	条例に定める罰則(過料)で対応してまいります。
罰則について、 <u>過料のほか拘留</u> を設けるべき。ニコチン依存症から解放されるよう離脱症状がなくなる3日間程度の拘留が必要。	条例に定める罰則(過料)で対応してまいります。

「路上喫煙禁止地区」の新たな指定（中央区戎橋筋・心斎橋筋地域）について（案）にか  
 かるパブリック・コメントの意見について

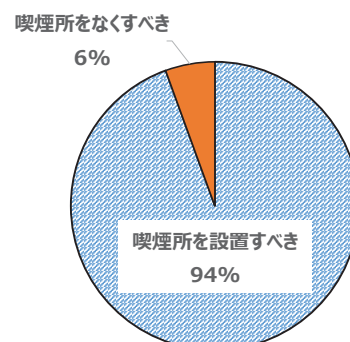
1. 「路上喫煙禁止地区」の新たな指定についての意見

意見		件数	意見の要旨
①	(3)喫煙所の設置についての意見	36	喫煙所を設置すべき。今回指定する禁止地区以外にも、喫煙所を設置すべき。喫煙所は作らないでほしい。など
②	(2)「禁止地区」のエリアについての意見	10	全市に拡大すべき。学校周辺や公園を指定してほしい。繁華街を指定してほしい。など
③	(6)加熱式たばこについての意見	9	加熱式たばこは規制から外してほしい。加熱式たばこは規制の対象にしてほしい。など
④	(1)「禁止地区」のマナー向上についての意見	6	以前より喫煙者のマナーが向上し、たばこのポイ捨ては見かけなくなっている。ポイ捨てをなくし、マナー向上をすすめてほしい。など
⑤	(4)普及啓発についての意見	6	外国人観光客向けに外国語での表記をすべき。マナーに対する啓蒙を強化すべき。など
⑥	(5)外国人への対応についての意見	6	外国では屋内禁煙の規制が厳しく、屋外での規制はゆるやかであるため、混乱を招くのではないか。外国人観光客へきちんと周知できるのか。など
⑦	(7)受動喫煙についての意見	6	受動喫煙防止の観点から、禁止地区を指定することはいかがなものか。市長が受動喫煙防止条例について言及しているが、外国では屋外で自由に吸えるため、バランスを考えてほしい。など
⑧	(8)たばこ税の活用についての意見	3	たばこ税で喫煙所を作ってほしい。たばこ税の収入による恩恵も考慮すべき。など
⑨	(9)その他の意見	10	万博誘致やインバウンドの増加により、日本のマナーの良さをアピールする絶好の機会だ。コンビニ前の灰皿を撤去してほしい。など
合計		92	※複数回答あり



2. 喫煙所の設置についての意見

喫煙所を設置すべき	喫煙所をなくすべき	合計
34 (94%)	2 (6%)	36 (100%)



「路上喫煙禁止地区」の新たな指定（中央区戎橋筋・心齋橋筋地域）について（案）にかかるご意見を募集します

### 【概要】

大阪市では、平成 19 年 4 月に「大阪市路上喫煙の防止に関する条例」を施行し、道路、広場、公園その他の公共の場所で、他人に迷惑や危険を及ぼすおそれのある喫煙はしないよう自主的な努力をすることとしています。同年 7 月に御堂筋及び大阪市役所・中央公会堂周辺を「路上喫煙禁止地区」に指定し、同年 10 月からは禁止地区における条例違反者に過料徴収（1,000 円）を開始し、平成 27 年 2 月には、都島区京橋地域を「路上喫煙禁止地区」に指定しています。

近年、大阪には多くの外国人観光客が訪れています。このような状況のもと、国際観光都市大阪として、そのイメージアップを図るうえで路上喫煙対策は非常に重要な施策とされています。

これまでに各商店街は「たばこ市民マナー向上エリア制度」活動団体を中心に路上喫煙防止に取り組んでこられました。このエリアを条例による「路上喫煙禁止地区」に指定することにより、さらに取り組みを推進し、エリア内の安心・安全、きれいなまちづくりを進めていきたいと考えています。

一方、現在 2025 年日本万国博覧会（大阪・関西）の誘致に取り組んでいます。これを幅広く国内外にアピールするためにもミナミの玄関口と呼ばれる戎橋筋・心齋橋筋地域を禁止地区指定とすることにより、誘致に向けての推進力となればと期待しています。

以上のことから、戎橋筋・心齋橋筋地域を「路上喫煙禁止地区」に指定することを提唱します。

つきましては、この「路上喫煙禁止地区」の新たな指定（中央区戎橋筋・心齋橋筋地域）について（案）にかかるパブリック・コメントを実施いたしますので、市民・事業者の皆様のご意見・ご提言をお寄せください。

### 1 意見募集期間

平成 30 年 2 月 5 日（月）から平成 30 年 3 月 5 日（月）まで

### 2 資料の閲覧・配架場所

- ・大阪市環境局事業部事業管理課（大阪市阿倍野区阿倍野筋 1 丁目 5 番 1 号 あべのルシアス 13 階）
- ・各環境事業センター及び出張所
- ・市民情報プラザ（大阪市役所 1 階）
- ・大阪市サービスカウンター（梅田・難波・天王寺）
- ・各区役所及び出張所
- ・大阪市・八尾市・松原市環境施設組合各焼却工場
- ・大阪市ホームページ（条例・基本計画等に関する意見募集（パブリック・コメント））

「路上喫煙禁止地区」の新たな指定（中央区戎橋筋・心齋橋筋地域）について（案）にかかるご意見を募集します

[http://www.city.osaka.lg.jp/templates/jorei\\_boshu/kankyo/0000424344.html](http://www.city.osaka.lg.jp/templates/jorei_boshu/kankyo/0000424344.html)

### 3 ご意見の応募方法

次のいずれかの方法によりご応募ください。

（ご意見の応募様式は定めておりませんが、「ご意見記入用紙」をご利用ください。）

なお、いずれの方法も、平成 30 年 3 月 5 日（月）必着でお願いいたします。

#### (1) ご持参の場合

次の場所へご持参ください。

大阪市環境局事業部事業管理課

場所：大阪市阿倍野区阿倍野筋1丁目5番1号 あべのルシアス 13階

(最寄駅：大阪市営地下鉄「天王寺」駅、JR「天王寺」駅、近鉄「大阪阿部野橋」駅)

受付時間：土・日曜日、祝日を除く、午前9時から午後5時30分まで

#### (2) ご送付の場合

はがき、封書で次の住所へご送付ください。

〒545-8550 大阪市阿倍野区阿倍野筋1丁目5番1号 あべのルシアス 13階

大阪市環境局事業部事業管理課

「路上喫煙禁止地区」の新たな指定（中央区戎橋筋・心斎橋筋地域）について（案）ご意見募集係

#### (3) ファックスの場合

次の番号へお送りください。 ファックス番号：06-6630-3581 大阪市環境局事業部事業管理課

「路上喫煙禁止地区」の新たな指定（中央区戎橋筋・心斎橋筋地域）について（案）ご意見募集係

#### (4) 電子メールの場合

次のアドレスへお送りください。 [kinshitiku-chuo@city.osaka.lg.jp](mailto:kinshitiku-chuo@city.osaka.lg.jp)

※このメールアドレスは、本パブリック・コメント専用アドレスですので、パブリック・コメント実施期間中以外は使用できません。

#### (5) 電子申請・オンラインアンケートの場合

その他、従来は書面で行っていた申請や届出、申し込み等の手続きを、インターネットを利用して手軽にできる電子申請・オンラインアンケートでもご応募いただけます。詳細は、2に記載のホームページにてご確認ください。

### 4 注意事項

- (1) 電話などによる口頭でのご意見はお受けできません。
- (2) お寄せいただいたご意見に対する個別の回答はいたしませんので、あらかじめご了承ください。
- (3) お寄せいただいたご意見につきましては、後日、その概要と大阪市の考え方を取りまとめた大阪市ホームページ等で公表します。なお、ご意見の公表の際には、内容の要約及び集約又は一部表現を改めさせていただくこともありますので、あらかじめご了承ください。

### 5 個人情報等の取扱いについて

- (1) お寄せいただいたご意見のなかで、住所、氏名、個人又は法人等の権利・利益を害するおそれのある情報等、公表することが不適切な情報（大阪市情報公開条例第7条各号のいずれかに該当する情報）については公表いたしません。
- (2) 個人情報等の取扱いには充分注意し、個人が特定できるような内容は掲載いたしません。

### 6 意見募集に関するお問合せ先

大阪市環境局事業部事業管理課

電話：06-6630-3228（土・日曜日、祝日を除く、午前9時から午後5時30分まで）

## 「路上喫煙禁止地区」の新たな指定（中央区戎橋筋・心齋橋筋地域）について（案）にかかるパブリック・コメントを実施します

平成30年2月5日（月）から平成30年3月5日（月）までの間、「パブリック・コメント手続きに関する指針」によりパブリック・コメントを実施しますので、市民の皆様のご意見を募集します。

### 1 大阪市の「路上喫煙対策」について

大阪市では、平成19年4月に「大阪市路上喫煙の防止に関する条例」を施行し、道路、広場、公園その他の公共の場所で、他人に迷惑や危険を及ぼすおそれのある喫煙はしないよう自主的な努力をすることとしています。「大阪市路上喫煙対策委員会」の答申を踏まえ、同年7月に御堂筋及び大阪市役所・中央公会堂周辺を「路上喫煙禁止地区」に指定し、同年10月からは禁止地区における条例違反者に過料徴収（1,000円）を開始し、平成27年2月には都島区京橋地域を「路上喫煙禁止地区」に指定しています。

### 2 現在の「路上喫煙禁止地区」での状況

路上喫煙禁止地区内の喫煙率においては、平成19年6月（禁止地区指定前）に行った定点調査の2.1%から年々減少化傾向にあり、平成29年9月の調査においては0.2%まで減少しています。禁止地区の指定は一定の効果があると考えています。

### 3 「路上喫煙禁止地区」の新たな指定について

平成25年6月11日の有識者・各種団体等の代表者で構成された「大阪市路上喫煙対策委員会」の答申では、禁止地区の新たな指定にあたっては、「駅周辺や通行者数が比較的多い地域、PR・抑止効果などとともに、区の意見を踏まえ総合的に判断されたい。」との提言を受け、区（長）が「区政会議」等において区民等の意見を聴いて、希望区域を選定した上で「大阪市路上喫煙対策委員会」において審議します。

### 4 「路上喫煙禁止地区」の新たな指定についての考え方（中央区 区政会議）

近年、大阪には多くの外国人観光客が訪れています。このような状況のもと、国際観光都市大阪として、そのイメージアップを図るうえで路上喫煙対策は非常に重要な施策とされています。現在2025年日本万国博覧会（大阪・関西）の誘致に取り組んでいますが、これを幅広く国内外にアピールするためにもミナミの玄関口と呼ばれる戎橋筋・心齋橋筋地域を禁止地区指定とすることにより、誘致に向けての推進力となればと期待しています。

以上のことから、戎橋筋・心齋橋筋地域を「路上喫煙禁止地区」に指定することを提唱します。

### 5 今後の手続き

今回、中央区より提案された「路上喫煙禁止地区」の新たな指定（中央区戎橋筋・心齋橋筋地域）について（案）に関しまして、市民の皆様に広く意見を求めることを目的としてパブリック・コメントを実施し、寄せられましたご意見等を参考にしながら、進めてまいりたいと考えています。

なお、「路上喫煙禁止地区」の新たな指定（中央区戎橋筋・心齋橋筋地域）について（案）の詳細は別紙をご参照ください。

### 1 これまでの取り組み

- 平成 18 年度～ 路上喫煙対策事業開始  
環境事業局、健康福祉局、危機管理室、消防局の4局(当時)協働で、新たに道路などの公共の場における喫煙マナーの向上に向けた普及啓発活動を実施
- 平成 19 年 4 月 1 日 『路上喫煙の防止に関する条例』施行
- 平成 19 年 4 月 25 日 『路上喫煙対策委員会』開催  
『路上喫煙禁止地区』の指定又は変更若しくは解除について、並びに路上喫煙の防止の推進に関する重要事項について調査審議
- 平成 19 年 6 月 28 日 『路上喫煙対策委員会』開催 『路上喫煙禁止地区の指定について』(答申)

- 【大阪市路上喫煙対策委員会答申】
- 周囲の市民等に迷惑や危険を及ぼす状況が多く生じると想定される地域
  - 通行者数が比較的多い地域
  - 大隈を代表する地域で、啓発効果・PR効果の高い地域
  - 明確性を確保できる地域

- 平成 19 年 7 月 4 日 「路上喫煙禁止地区」指定 御堂筋及び大阪市役所・中央公会堂周辺を指定
- 平成 19 年 10 月 1 日 「路上喫煙禁止地区」における過料(1,000円)徴収開始
- 平成 20 年度～ 「たばこ市民マナー向上エリア制度」開始  
地域の市民・事業者等が主体となり、自主的に路上喫煙の防止活動に取り組んでいただき、その活動に本市が支援や協働し、地域社会におけるマナー意識を高め安心、安全で快適なまちづくりを進める全国初の取り組み
- 平成 24 年 12 月 21 日 『路上喫煙対策委員会』開催 『路上喫煙禁止地区にかかる考え方について』(諮問)
- 平成 25 年 6 月 11 日 『路上喫煙対策委員会』開催 『路上喫煙禁止地区にかかる考え方について』(答申)

- 【大阪市路上喫煙対策委員会答申】
- 駅周辺や通行者数が比較的多い地域、PR、抑止効果などとともに、区の見解を踏まえ総合的に判断された。
  - 禁止地区の区域(範囲)については、禁止地区の明確性を確保するという考え方を基本に検討・調整された。

平成 27 年 2 月 1 日 都島区京橋地域を禁止地区指定、過料徴収開始

### 2 「路上喫煙禁止地区」の指定にかかる手続き

- 区長が路上喫煙禁止地区を選定
  - ・ 地元、関係団体への説明及び調整
  - ・ 「区政会議」などに諮り、区民・事業者の意見をまとめる。
- 大阪市路上喫煙対策委員会の開催(関係局・環境局、健康局、危機管理室、消防局・当該区役所)
  - ・ 「路上喫煙禁止地区」の新たな指定について(諮問)
- パブリックコメントの実施・真約
- 「路上喫煙禁止地区」の新たな指定について答申後、告示
- 路上喫煙禁止地区指定(過料徴収)

### 3 「路上喫煙禁止地区」の新たな指定について(案)の考え方(中央区 区政会議 H29.12.5)

近年、大阪には多くの外国人観光客が訪れています。このような状況のもと、国際観光都市大阪として、そのイメージアップを図るうえで路上喫煙対策は非常に重要な施策とされています。

これまで各商店街は「たばこ市民マナー向上エリア制度」活動団体を中心に路上喫煙防止に取り組んでこられました。このエリアを条例による路上喫煙禁止地区に指定することにより、さらに取り組みを推進し、エリア内の安心・安全、きれいなまちづくりを進めていきたいと考えています。

一方、現在2025年日本万国博覧会(大阪・関西)の誘致に取り組んでいますが、これを幅広く国内外にアピールするためにミニマミの玄関口と呼ばれる戎橋筋・心斎橋筋地域を路上喫煙禁止地区指定とすることにより、誘致に向けての推進力となれどと期待しています。

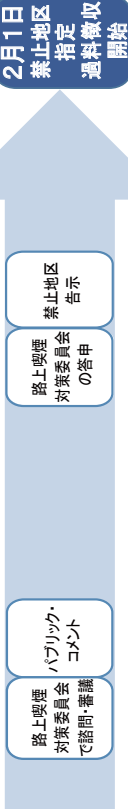
以上ことから、戎橋筋・心斎橋筋地域を路上喫煙禁止地区に指定することを提唱します。

#### 【経過】

- 平成 2 9 年 5 ～ 9 月 地元商店会・連合振興町会への意見聴取等  
戎橋筋商店街振興組合 心斎橋筋商店街振興組合  
宗右衛門町商店街振興組合 道頓堀商店会  
御津連合振興町会 精華連合振興町会
- 平成 2 9 年 9 月 1 1 日 路上喫煙実態調査
- 平成 2 9 年 1 1 月 8 日 大阪市中央区商店会連合会での意見集約
- 平成 2 9 年 1 2 月 5 日 中央区区政会議  
中央区戎橋筋・心斎橋筋地域を禁止地区に指定することを決議

### 4 今後のスケジュールについて(予定)

H29 H30	H31
12月	1月
2月	2月
3月	3月
4月	4月
5月	5月
6月	6月
7月	7月
8月	8月
9月	9月
10月	10月
11月	11月
12月	12月
1月	1月
2月	2月



### 5 路上喫煙禁止地区エリア図

